

## 承継資産の分類と評価の考え方（イメージ）

資産区分	具体例	資産の性格	承継先 * 1	資産の内容	評価方法	独法の期首評価	備考
営業中の道路	道路、橋梁、トンネル、照明等	道路	機構	土地 構築物	再調達原価		取引事例なし 私権制限あり
建設中の道路	建設中の道路	建設中の道路	機構	土地 構築物	再調達原価		建設途上の道路の仮勘定を機構に移した後、その後の工事分が会社に積みあがる。私権制限あり
無料化後には不要な道路施設	料金徴収施設	道路（道路付属物）	会社	建物 構築物 機械装置	再調達原価		取引事例なし 私権制限あり
道路管理上必要だが道路施設ではないもの	管理事務所（左記に該当するもの）	会社の利用が前提	機構	土地 建物	再調達原価 or 鑑定評価額	同左	管制施設、道路補修のための施設も含め機構が承継。
同上（短期で償却するもの）	管理用車両	自家利用が前提	会社	車両	再調達原価		取引事例なし
会社の収益対象とするもの（土地が主）	サービスエリア・パーキングエリア（道路区域外）	自家利用が前提だが売却可	会社	土地 建物 構築物	市場価格 * 2（鑑定評価） 収益還元法による評価		
会社の収益対象とするもの（構造物が主）	有料駐車場	自家利用が前提だが売却可	会社	土地 建物 構築物	再調達原価 or 収益還元法による評価		道路公団と首都公団のみ 土地について道路公団は所有なし（占用のみ）
関係会社株式	トラックターミナル、東京湾横断道路(株)		会社	有価証券			道路公団のみ
会社の経営上必要なもの	事務所・庁舎（左記に該当するもの）、研究所、研修所、宿舍	自家利用が前提だが売却可	会社	土地 建物	再調達原価 or 鑑定評価額		
その他	保養所		会社	土地 建物	正味実現可能額（鑑定評価）		
鉄道	線路、橋梁、トンネル等		機構	土地 構築物			本四公団のみ 道路と共用のものがある
知的財産権	特許権、ソフトウェア			無形固定資産			資産計上が可能かどうか議論が必要
什器、備品				動産			

\* 1 承継先については、民営化法案において、実施計画において定めることとなっている。（施行法第15条第1項）

\* 2 S A / P A 用地の市場価格を算定するに当たっては、前面交通量の大きさ、独占的な利用形態等を十分に考慮することが必要。

\* 3 上記の他にも、原材料、貯蔵品、受託業務前払金、仮払金、前払費用、未収収益、未収金、上記に含まれない有形固定資産、貸付金、社会資本整備事業開発者負担割賦元金、敷金、繰延資産につき整理する必要がある。